

まず、財政問題に対する知事の姿勢について、お尋ねします。

昨年11月議会において、私は一般質問の中で、今日の財政悪化の原因は、大きく見ると、2点に集約されることを訴えさせていただきました。1つは、国が、地方交付税をはじめとする一般財源をあまりにも減らしすぎたことであり、もう1つは、国に追従し景気対策としての公共事業や箱物事業をやりすぎたことに伴う公債費の増であります。

まず、地方交付税をはじめとする一般財源の減少については、先般、行われました「平成20年度の国への重点要望」のトップに、地方交付税を含めた一般財源の確保を求められており、その内容については、私の11月議会で指摘した点も踏まえていただいており、評価するものであります。

また、6月12日に開催された四国知事会においても、地方交付税等の一般財源の確保の緊急アピールを真鍋知事が提案し、意欲を見せられたことは大変評価をしたいと思います。

特に、国への重点要望でも、四国知事会での緊急アピールにおいても、「国が地方に義務付けている膨大な事務事業の見直しがないまま、交付税の一方的な削減を行わないこと」を求めた点については、地方にほとんど自由裁量のない状況を指摘しており、まさに地方分権の推進と逆行している県政運営をさせられていることを訴えたことは意義があると考えます。

これらの知事の前向きな姿勢は評価しつつも、要望やアピールだけでは、なかなか、国の姿勢を覆らすことは容易ではないのではないかと思います。

もう一步、真鍋知事に踏み込んでいただきたいのです。

地方分権の議論においても、真の地方分権を実現するためには、国から地方への税源移譲や権限移譲は絶対条件であります。国は消極的で、尾身財務相は、国の膨大な借金を考えると、簡単に地方へ税源移譲はできる状況ではないと主張しています。また、各省庁の官僚も自らの権益を簡単に手放すことに必死の抵抗を試みるでしょう。

一方、地方6団体もこの数年間の取り組みを見る限り、本気で国と闘ってきたとはいいいがたい状況です。

従来やり方では、国に押し切られ、中途半端のままで終わり、最悪のシナリオとならざるを得ません。

真の地方分権を実現するためには、国と地方の財政戦争を展開せざるを得ないと考えます。いつまでも、要望やパフォーマンスだけでは、この局面を打開することはできないと考えます。以前も申し上げましたが、今回国への重点要望に記載されております国が地方に義務付けている膨大な事務事業の返上、地方交付税法第17条の4による交付税の額の算定方法に関する意見の申し出など、国と地方の税財政面での改革や地方交付税の確保を目指した「国との戦い」に向けて、地方6団体が断固たる姿勢をみせ、全国的な動きとなるよう、全国知事会の副会長である真鍋知事が、どのようにリーダーシップを取っていくのか、ご所見をお伺いします。

また、これから、全国知事会が「国との戦い」を繰り広げていく上で、国に、地方の実情を訴えていく、また、一方で、国民世論を喚起し、我々の訴えに多くの賛同を得ていく、こうした取り組みを戦略的に展開することが必要であります。その際、全国知事会の事務局は、参謀本部ともいべき機能を果たすことになるわけであり、そのあり方は重要であります。私は、全国知事会の事務局に、地方の実態を熟知した職員がいることが、特に重要であると考えます。地方の実態を代弁できるような職員がいてはじめて、国に負けない論陣を張り、国民の心を揺さぶり、真の地方分権を勝ち取ることができる、そのように思うわけであります。そこで、知事にお尋ねしますが、全国知事会の事務局は、どのような組織体制になっていて、そのなかで、都道府県からの派遣職員は何人いて、どのような職務に配置されているのでしょうか。また、併せて、香川県から全国知事会の事務局に職員派遣を行う考えはないのか。知事のご所見をお伺いします。

また、尾崎議長におかれましても、全国都道府県議長会において、そのリーダーシップを発揮していただくことをお願いしたいと思います。

次に、**公債費の増加につながる県債残高について**であります。

18年度末見込みで、一般会計ベースで7,434億円の県債残高となっておりますが、利子まで含めると、いったい現在、推計、どのくらいな借金を抱えていることになっているのか、まずお答えいただきたいと思えます。19年度当初予算の公債費640億円のうち、元金が499億円、利子が141億円といわれている状況でありますから、実質の借金負担は9千億円を超えているのではないかと推測されますが、いかがでしょうか。

知事は、プライマリーバランスの黒字化を前倒しして達成したことを強調されておりますが、公債費の利子分を除くと、17年度で133億円、18年度で111億円と、県債発行額が多くなっており、県債残高は増えているわけですが、利子分を除くプライマリーバランスの黒字化を達成して、初めて、県債残高の増加がストップするわけであります。

また、公債費の平準化による県債の償還期間を10年から20年に、さらに30年に延ばすことによって、これから支払う公債費の利子分は増えていくわけであります。

また、11月議会でも質問しましたが、他県と比較しても、県民1人当たりの県債残高は、全国平均の62万円を約10万円も上回っております。

県の総人口が100万人でありますから、全国の都道府県の平均レベルと比べると1000億円程度借金が多いことになっております。

早急に、県債発行残高の上限額を設定すべき時期にきていると思われませんが、いかがでしょうか。起債制度も平成18年度から、許可制度から協議制度に変わっていることから、県債発行額や県債残高の水準を県自ら決めることが重要となってきていると考えます。香川県の財政規模からして、どれくらいが適切か、いわゆる総枠の数値目標の設定をすべきです。人員削減数や率、人件費削減額は、目標をすぐに定めるのに、県債残高だけは、目標を定めないのは矛盾していないでしょうか。

先般の代表質問での答弁のように、新たな財政再建方策の計画期間中の早い段階で減少させたいという表現では、香川県の財政体力からして、県債残高がどのくらいが限界なのか、不明確であり、きちんと目標を定めなければ、新たな方策を立てられないと思えます。

また、我が会派の梶議員が代表質問の中で質問したように、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が6月15日に成立し、健全化判断比率として、連結実質赤字比率、将来負担比率などの4つの指標が導入され、公表が義務付けられることになっております。この指標の中には一般会計だけでなく、特別会計や公営企業会計、公社や第3セクターまで対象にするものもあり、各自治体の総体の財政状態をチェックしようとするものです。

特に、この指標の中の将来負担比率は、いわゆる県債残高、債務負担行為に基づく支出予定額などにより算定されるものであり、基準がどういうレベルになるのかわかりませんが、基準次第では、多くの自治体が、財政健全化計画の策定などを求められるようになる可能性があるわけです。

健全化基準については、国が勝手に決めることなく、地方の意見を聞いて決めるべきですが、借金などの負債が指標の値に大きく影響を与えることから、この法律が平成21年4月に全面施行されることを考慮し、早期に県債残高の上限額を決めることが必要だと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

次に、**本県の農業の活性化策**について、お伺いします。

昔から「農は国の基(もと)」といわれ、農業は国家の基本であり、国家の土台となる大切なものであるといわれてきました。これは、農作物を食料にして人々は生き、同時に国も繁栄していくという意味で、農業の重要さを訴えています。

私も、その考え方に共鳴しているひとりであります。

しかし、地域を歩いてみて、農業従事者の声は「農業では、飯が喰えん」「農業するのは、わしの時代で終わりや、息子はせんと言うとる」「息子が転勤転勤で、手伝ってもらえる人もおらん」「国は大きな所だけ残そうとしている」と、そういう声を多く聞くわけでありませぬ。

この地域の人々の声のとおり、本県農業の現状は、担い手不足は深刻化を増し、農業者の高齢化とも相俟って、農業生産活動が著しく低下してきており、遊休農地・耕作放棄地も増加傾向にあります。

また、農業用水や農業施設の共同管理なども難しくなっていており、営農や生活環境にも悪影響を与え、農村環境は悪化の一途を辿っています。

そのような状況の下、国は“戦後農政の転換”を具体化する「担い手経営安定新法」及びこの関連法案を成立させ、米、麦・大豆などの土地利用型作物は、すべての農家を対象にした品目別の価格政策から、施策の対象を一定規模以上の担い手に絞り込む所得政策へと大幅な方針変更をし、この施策が平成19年度から始まりました。

そこで、まず一点目の質問は、国の農業施策の大変革ともいえる「品目横断的経営安定対策」に対応して、今後、県として担い手(認定農業者、一定の要件を満たす集落営農、農業法人等)の育成をどのように支援していくのか。単に、国の所得補償を受けるためだけの対処療法的な取り組みでは、本県農業の再生は難しいのではないかと考えます。

農業機械の共同利用への仕組みづくりや遊休農地、耕作放棄地の所有者の土地利用への協力要請などの取り組みを推進するコーディネーターが必要であると考えます。そこで、普及指導員、土地改良職員、試験研究員、農業団体職員などの農業施策の促進者が連携を深めるなど、コーディネーターの機能を確保することが必要ではないかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

二点目は、個人として、農業をやってみたいとして挑戦している若者の農業従事者もみかけられますが、現実には、個人でやる場合には多くの課題もあり、挫折している人も少なからず見かけられます。そこで、魅力ある経営と多様な担い手づくりを推進するため、今後、団塊の世代の大量退職者や意欲ある若者等が新規就農しやすい支援システムを、つくっていくことが必要ではないかと考えます。

その一つの方法として、農業経営基盤強化促進法の改正により、一般企業やNPO法人等が農業に新規参入できるようになったことから、遊休農地の増加が特に懸念される地域においては、担い手不足を解消するため、地場の建設業者や食品会社等の農業参入を積極的に促す取り組みを行ってはどうかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

三点目は、香川型農業を展開するうえで、これまでの農産物を単に作るだけの1次産業から、加工・販売を含めた農業の6次産業化（1次＋2次＋3次産業）に向けた取り組みを強化し、多様化する消費者ニーズに的確な対応することが、農業経営の安定や所得の向上を図るための有効な方策が必要ではないかと考えます。

そこで、まずは、十分に地産地消が推進できていない保育所、学校給食、公的病院給食分野において、地産地消を掛け声だけでなく、香川県産の農作物を安定的に供給できるシステムづくりに取り組んではどうかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

四点目は、中山間の条件不利地域等で担い手不足が特に深刻な場合においては、恵まれた自然環境を生かし、高齢化社会における広範なシルバー人材を対象とした営農クラブ活動を推進し、生産性や経済性を追求しない「生きがい農園」として土地利用の中から、営農クラブの活動により地域の農地等を維持管理していくシステムについても検討してはどうかと考えます。

将来的には、陶芸、炭焼き、コミュニティー施設等の充実や、宿泊及び住宅施設の整備などにより、そこが高齢者等の集いの場となる環境を整え、定住化に繋げていく取り組みも農村の活性化に有効と考えます。併せて近くに老人ホームや介護施設を整備して老後を自然環境豊かな土地で過ごせることによって、人間らしい晩年を過ごせるのではないかと、また、そのことにより、新たな雇用も生み出せていけるのではないかと夢を描くわけですが、この構想について、知事は、どうお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、**県立中央病院の移転整備**について、お伺いします。

先日、私も県議会の県立病院整備等推進特別委員会で、サンポート高松、JT高松工場跡地、インテリジェントパーク、農業試験場を視察に参りました。

周辺環境、これまでの土地活用の方針、救命救急センター指定の香大医学部附属病院との位置関係、移転予定の高松市民病院との関係等を考えると、4候補地とも一長一短であり、新たな候補地の検討も含め、さらに十分な検討が必要であると考えます。県立中央病院は、県医療の中核を担う基幹病院であり、県民医療の最後の拠り所としての役割があります。その整備場所の決定に当たっては、「百年の計」をもって臨まなければなりません。

また、県立中央病院の移転問題は、高松の中心市街地の空洞化に拍車をかける問題を兼ね備えています。中心市街地は、高松市民病院の移転問題、日新・二番丁・四番丁小学校の統廃合、松島・築地・新塩屋町小学校の統廃合、光洋・城内中学校の統廃合、国の合同庁舎B棟への国の出先機関の移転問題などを抱え、大きく様変わりする要素を含んでいます。

よって、中央病院基本構想にも書かれているように、中心市街地に整備することが好ましいという案については、高松の中心市街地の空洞化を歯止めする方策の一つとして有効であり、支持するものであります。そうしますと、4候補のうち、サンポート高松、JT高松工場跡地が有力と考えますが、さらに、もう少し中心市街地で適地がないのか、検討してみてもどうかと考えますが、いかがでしょうか。

例えば、以前から言われている現在の附属高松小学校に中央病院を整備し、現中央病院を駐車場に整備することを改めて考えられないのか。

県のパブリックコメントを見ると、私と同様の県民の提案に対して、「附属高松小学校については、現在地に隣接しており、移転等の可能性を照会しましたが、現時点では移転や売却の意思はないとの回答がありました。」と答えており、今回も同じ答弁がなされると予想します。

しかし、平成20年度の重点要望では文部科学省に対しては、香川大学工学部の用地取得等の予算措置を要望しており、インテリジェントパークに県土地開発公社が先行取得している土地に対して文部科学省が放置したままの状態になっていることと併せて、総合的な観点から附属高松小学校の移転が全く考えられないのか。再度、協議すべきではないでしょうか。

他にも、四番丁小学校跡地プラス市民会館跡地等に、中央病院や附属小学校の移転も考えられます。

今後、高松市の中心部から中央病院と市民病院が移転してしまうと、1,100床あまりが抜けてしまいます。病床の適正配置の観点からも、問題があるのではないのでしょうか。

先ほども述べましたが、高松市の中心市街地の状況が変化している中で、国・県・市が連携をとりながら、4候補地以外にも、多角的な視点から、再度十分に検討すべきだと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

次に、**教育問題**について、教育委員長並びに教育長にお伺いします。

6月1日に開催された**教育再生会議**において、**二次報告**が示されましたが、この中で、土曜日の授業が必要に応じ、教育委員会や学校の裁量で行えるようにするという提言が示されましたが、まず一点目は、授業時間を増やすことが学力向上に果たして繋がるだろうかという点であります。どうお考えなのか、教育委員長にお伺いします。

次に、学校週5日制の実施は、学校だけでなく、家族で過ごす時間、地域で過ごす時間を大切にする、学校教育では行うことができないさまざまな体験を通して「生きる力」を育てるということが目的で導入されたと思いますが、土曜日の授業を復活するとなれば、その点との整合性をどうお考えなのか、教育委員長にお伺いします。

また、土曜日授業を復活した場合、教員の週40時間制をどう維持していくのか。人員を増やさなければやれないのではないかと、多くの課題があると思いますが、教育長にお伺いします。

私も、選挙戦の中、教員の方と話す機会がありましたが、平日は学年での打ち合わせ、提出物やテストの添削、学級通信などを書くなどのことで追われてしまうので、休みの日にまとめて仕事をしている話をお聞きしました。実際、週休2日といっても、休みの1日は、仕事に使っており、一週間分の授業や行事の計画と準備、さまざまなレポートなどの書類作りなどに費やされているのが現状であります。

しかし、土曜日授業復活になれば、実質休日がなくなり、教育者が日々の仕事に今現在以上に追われてしまい、余裕がなくなり、ストレスがたまったら、そのひずみは子ども達に及ぶかも知れません。余裕がない母親が子どもに知らず知らず当たってしまうということはよく知られています。その気はなくても、プロだから意識して気を付けていても、そのひずみはどこかに出てしまうかもしれません。それが先生間での人間関係に及ぶのか、子ども、個々の家庭に及ぶのかは分かりませんが、人間が人間を教え育てる教育の場であるので、教員と子ども、教員同士など人間関係が最も大切です。土曜日授業を再開するのであれば、もっと教員が働きやすい環境を整えなくてはならないと思いますが、どうお考えなのか、教育長にお伺いします。

次に、6月20日に教育関連三法案が成立し、教育職員免許法では、十年ごとに三十時間程度の講習を義務付ける**教員免許更新制の導入**が決まりました。

そこで、お聞きしたいわけですが、現在実施されている、5年経験者研修、10年経験者研修、20年経験者研修と今回の10年毎の30時間免許更新講習との関係は、どう整理されるのか、教育長にお伺いします。

現在ある研修の上に、免許更新講習を実施することになれば、土曜日・夏休みの授業の復活の問題、教員の週40時間制の維持の関係などを考えると、人員を増やさなければ実施できない状況になりかねないと危惧するものであります。この財政難の中でどう対応されようとしているのか、教育長にお伺いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。